

# 生成AI(人工知能)によるCSAM(児童性的虐待 コンテンツ)についての国民意識調査

---

2025年1~2月

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

ChildFund  
Japan

	ページ
● 実施概要	3
● 参考とした資料	4
● 結果分析概要	5
● 提言	6
[1] 生成AIによって発生する可能性がある子どもの人権侵害	7
[2] 身近な未成年での生成AIによるCSAM (Child Sexual Abuse Material) 被害有無	8
[3] 生成AIによる子どものCSAM問題への対応に関する考え	9
[4] 実在・非実在児童の性的表現を含むコンテンツの法令規制	10
[5] 人権侵害防止の観点からの未成年のSNS利用禁止の賛否	11
● 調査票	12

目的	生成AIと子どもの人権侵害に対する国民の意識等について把握し、提言等に役立てる。
実施期間	2025年1月26日(日)～2月8日(土)
対象	全国 15～79歳 男女個人
抽出・割合	200地点を抽出、住宅地図データベースから世帯を抽出し個人を割当。エリア・都市規模と性年代構成は、日本の人口構成比に合致するよう割付し回収。
回答方法	調査員による個別訪問留置調査(乗合方式)
回答数	1,200s
調査主体	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
調査実施委託先	株式会社日本リサーチセンター
グラフ・数表、コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小数第2位を四捨五入して表示しているため、合計値等は、100%にならない場合など若干誤差が生じることがある。</li> <li>・%は小数第1位表示、カテゴリ間での比較などのポイント差は四捨五入し、整数表示。数表は、全体と比べて±10ポイント・±5ポイント差がある部分に色付け。</li> </ul>

内閣府	「人権擁護に関する世論調査(2022年8月調査)」 <a href="https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairyaku.pdf">https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairyaku.pdf</a>
読売新聞	「世論調査(2024年3月～4月)」 <a href="https://www.yomiuri.co.jp/column/opinionpoll/20240827-OYT8T50008/">https://www.yomiuri.co.jp/column/opinionpoll/20240827-OYT8T50008/</a>
日本放送協会	「世論調査(2024年3月)」 <a href="https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240503/k10014439661000.html">https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240503/k10014439661000.html</a>
イプソス	「A.I.に対する世界の見方2023」 <a href="https://www.ipsos.com/sites/default/files/ct/news/documents/2023-08/Ipsos%20Global%20AI%202023%20Report-WEB-JA_0.pdf">https://www.ipsos.com/sites/default/files/ct/news/documents/2023-08/Ipsos%20Global%20AI%202023%20Report-WEB-JA_0.pdf</a>
警察庁	「犯罪実行者募集の実態」～ 少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～(2023年7月) <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf">https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf</a>
文部科学省	「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関する検討会議」(2024年12月) <a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/193/index.html">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/193/index.html</a>
文化庁	「AIと著作権について」(2024年3月) <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html</a>

1. 生成AIにより子どもへの人権侵害が起こると考えている人が多く、「発生しない」(6.9%)と考える人は少ない。
2. ディープフェイクなどの生成AIによるCSAM(児童性的虐待コンテンツ)被害者が身近に「いない」(75.4%)と回答した人が大多数。「いる」(0.3%)と回答したのはごくわずかだが、「わからない」(23.3%)との回答が約4分の1あった。
3. 政府や企業に規制を期待する人が多く、「子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき」(29.3%)もみられる。
4. 生成AIによるCSAMの法令規制については、「実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止するべき」(72.0%)、「実在する児童を加工した場合も禁止するべき」(15.9%)、「実在する児童がいる場合のみ禁止するべき(現行法令どおり)」(10.8%)の順となっている。
5. 未成年へのSNS利用禁止に「賛成」「どちらかといえば賛成」(80.8%)が大多数。「反対」「どちらかといえば反対」(11.8%)があり、15~19才の男女では他の世代に比べてこの比率が高い。

生成AIにより子どもへの人権侵害が起こると考えている人が多く、法令規制を検討することを求める。

- 児童の性的表現の含まれるコンテンツは、「実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止する」ことを検討し、「実在する児童がいる場合のみ禁止すべき(現行法令どおり)」と考える層の意見も聞きながら、議論する。
- 生成AIによるCSAMを子ども同士でのいじめ・いやがらせとも認識して規制を議論する。
- ディープフェイクなどの生成AIによるCSAM被害者が認識されない結果になっているが、「わからない」が顕著に多い15～19才の男女についてはより丁寧に調査をすることが必要である。
- 政府と関連業界に規制を働きかけるとともに、子ども自身の自己防衛力についても子ども世代・親世代の意見を聞きながら議論する。
- 未成年のSNS利用禁止について、反対が多い15～19才の男女の意見を聞きながら議論する。

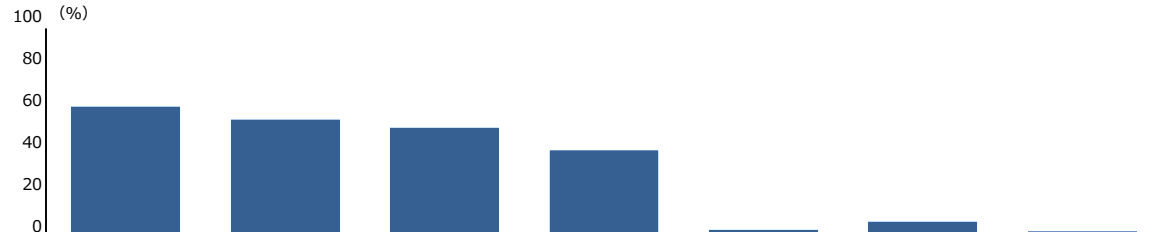
# 問1 生成AIによって、どのような「子どもの人権侵害」が発生する可能性があると思いますか(SA)

生成AIによって発生可能がある子どもの人権侵害について、現状説明を提示して尋ねたところ、「子ども同士でのいじめ、いやがらせ」(64.6%)が最も高く、「児童ポルノによる被害」(58.2%)、「子どものプライバシーの侵害」(54.2%)などの順となっている。「子どもの人権侵害は発生しない」との回答は6.9%にとどまる。

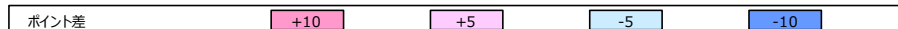
男性15～19才では「子ども同士でのいじめ、いやがらせ」(70.3%)が全体に比べて5.7ポイント高い。また、男性30代以下の若年層では「子どもの人権侵害は発生しない」が全体に比べて5ポイント以上高い。男性20～29才では「児童ポルノによる被害」「子どものプライバシー侵害」「大人による児童虐待」の3項目が全体に比べて10ポイント以上低く、男性30代も「子ども同士でのいじめ、いやがらせ」「大人による児童虐待」、男性50代で「子ども同士でのいじめ、いやがらせ」が全体に比べて10ポイント以上低い。一方、女性では30～60代中心に、全体に比べて10ポイント以上高い項目が目立ち、男性に比べて懸念が強い様子が伺える。「子ども同士でのいじめ、いやがらせ」「児童ポルノによる被害」は子育て世代でもある女性30～40代を中心に高い。「子供のプライバシー侵害」は女性60～69才、「大人による児童虐待」は女性40～60代で全体に比べて10ポイント以上高い。

(質問にあたっての説明内容)

生成 AI(人工知能)の発達により、子ども※1を性的な表現対象としたコンテンツ(CSAM:シーサム)※2を簡単に作成でき、それを SNS にアップロードして拡散できる状況となっています。  
また、生成 AI を使って「実在する子ども」の画像等から、ニセの子どもの性的なコンテンツが簡単に作成できます。さらに、「実在しない架空の子ども」の性的なコンテンツも簡単に作成可能です。  
加えて、表現対象の子どもが実在するかの判定は、生成 AI の発達によって難しくなっています。  
※1 本テーマでの「子ども」は18歳未満(未成年)を指します。  
※2 「コンテンツ」とは、「画像、動画、音声等」で表現されるものを指します。  
「CSAM:シーサム」は Child Sexual Abuse Material の略称で、現在、法規制の対象になっていないものもあります。



	全体	子ども同士でのいじめ、いやがらせ	児童ポルノによる被害	子どものプライバシーの侵害	大人による児童虐待	その他	子どもの人権侵害は発生しない	無回答
全体	1,200	64.6	58.2	54.2	42.8	2.4	6.9	1.8
男性	595	60.7	54.5	49.1	37.3	1.8	9.9	2.2
15～19才	37	70.3	45.9	45.9	40.5	2.7	13.5	2.7
20～29才	75	62.7	44.0	44.0	25.3	-	12.0	-
30～39才	86	52.3	57.0	46.5	31.4	-	15.1	3.5
40～49才	112	62.5	57.1	52.7	39.3	0.9	11.6	-
50～59才	101	52.5	61.4	53.5	42.6	3.0	8.9	2.0
60～69才	95	67.4	55.8	50.5	43.2	3.2	3.2	4.2
70～79才	89	62.9	51.7	46.1	37.1	3.4	7.9	3.4
女性	605	68.4	61.8	59.2	48.3	3.0	4.0	1.3
15～19才	33	54.5	45.5	54.5	42.4	6.1	3.0	-
20～29才	73	56.2	57.5	61.6	27.4	-	8.2	-
30～39才	83	78.3	68.7	55.4	51.8	4.8	3.6	1.2
40～49才	110	79.1	75.5	61.8	61.8	1.8	0.9	1.8
50～59才	101	69.3	66.3	58.4	53.5	3.0	3.0	2.0
60～69才	99	65.7	61.6	66.7	53.5	3.0	3.0	1.0
70～79才	106	64.2	46.2	52.8	37.7	3.8	6.6	1.9



## 問2 あなたの身近な18歳未満の子ども（家族・友人・知人など）で、「生成AIによる性的なコンテンツ（CSAM）」の被害にあった方はいますか(SA)

ディープフェイク・CSAM被害についての現状を提示して、身近な未成年で、生成AIによるCSAM被害があった人がいるかを尋ねたところ、「いる」は0.3%とわずかながら存在。「いない」は75.4%、「わからない」が23.3%、「答えたくない」が0.4%となっている。

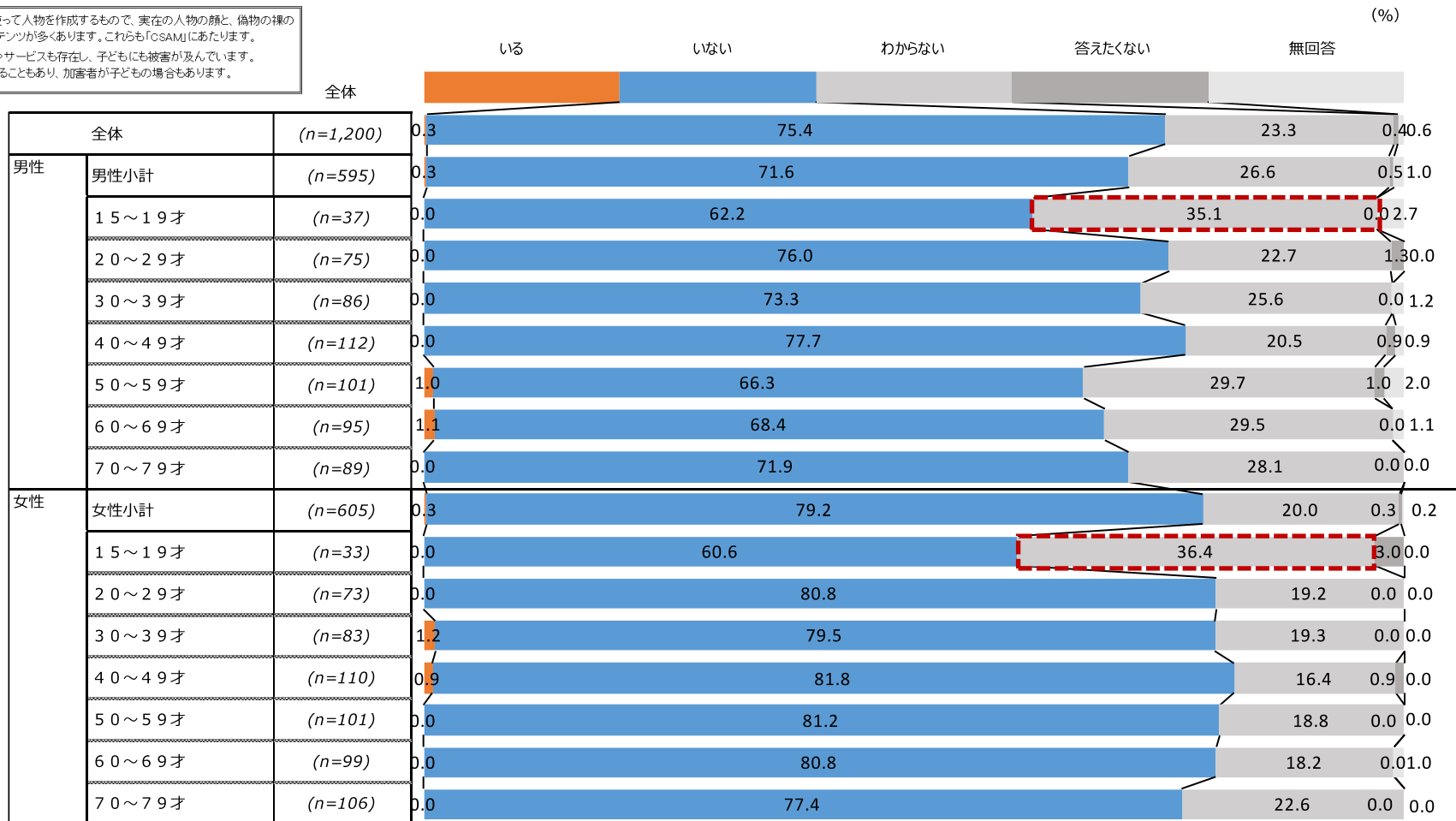
身近に被害者が「いる」と回答した人は男性50代・60代、女性30代・40代でそれぞれ1%前後。「わからない」は男女ともに15～19才の比率が他の年代に比べて高く、3割半ばを占める。男性50代以上では「わからない」が3割近くと、男性の20～40代や女性の20代以上に比べてやや高い。

(質問にあたっての説明内容)

<ディープフェイクについてお伺いします>

以下では、身近な方やあなたのディープフェイク被害の経験をお伺いする質問があります。

「ディープフェイク」とは、生成AIを使って人物を作成するもので、実在の人物の顔と、偽物の裸の体を合成して作成するなど性的なコンテンツが多くあります。これらも「CSAM」にあたります。このようなCSAMを作成するアプリやサービスも存在し、子どもにも被害が及んでいます。また、いじめいやからせに利用されることもあり、加害者が子どもの場合もあります。





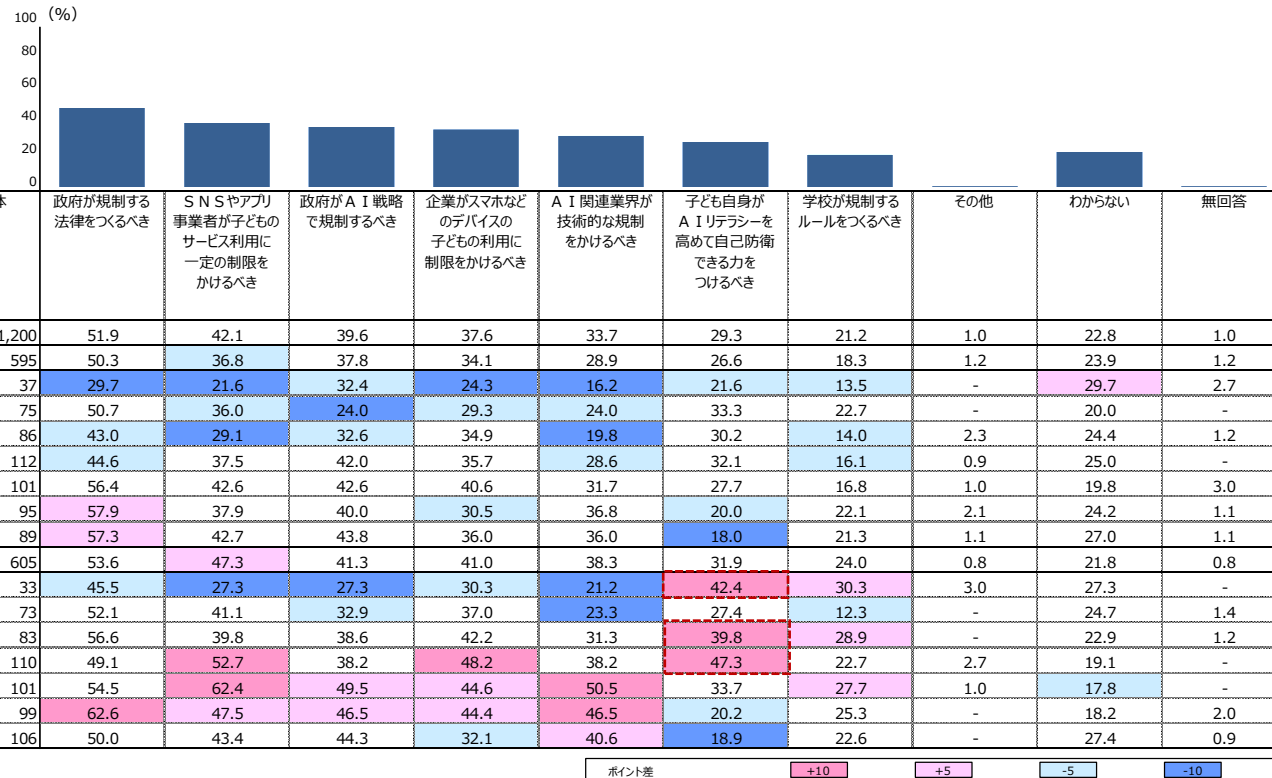
# 問3 生成AIによる子どものCSAM問題への対応について、あなたのお考えにあてはまるものをお知らせください(MA)

生成AIによる子どものCSAM問題への対応については、「政府が規制する法律をつくるべき」(51.9%)が最も高く、「SNSやアプリ事業者が子どものサービス利用に一定の制限をかけるべき」(42.1%)、「政府がAI戦略で規制するべき」(39.6%)、「企業がスマホなどのデバイスの子どもの利用に制限をかけるべき」(37.6%)などが30%台後半以上で上位。「子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき」(29.3%)も3割ほどみられる。

男性では60代以上で「政府が規制する法律をつくるべき」が全体より5ポイント以上高いが、それ以外は特に目立って高い項目をはみられず、30代以下の若年層を中心に全体より10ポイント以上低い項目も散見される。男性15～19才では「わからない」が全体に比べて6.9ポイント高い。

一方、女性では40～60代を中心に全体より高い項目が多い傾向。女性40～50代では「SNSやアプリ事業者が子どものサービス利用に一定の制限をかけるべき」が、50～60代では「AI関連業界が技術的な規制をかけるべき」が全体に比べて10ポイント以上高く、業界対応を求める声が高い。このほか、女性60～69才では「政府が規制する法律をつくるべき」が、女性40～49才では「企業がスマホなどのデバイスの子どもの利用に制限をかけるべき」がそれぞれ全体より10ポイント以上高く、全体としては女性40～60代での規制等の要望が高い状況。

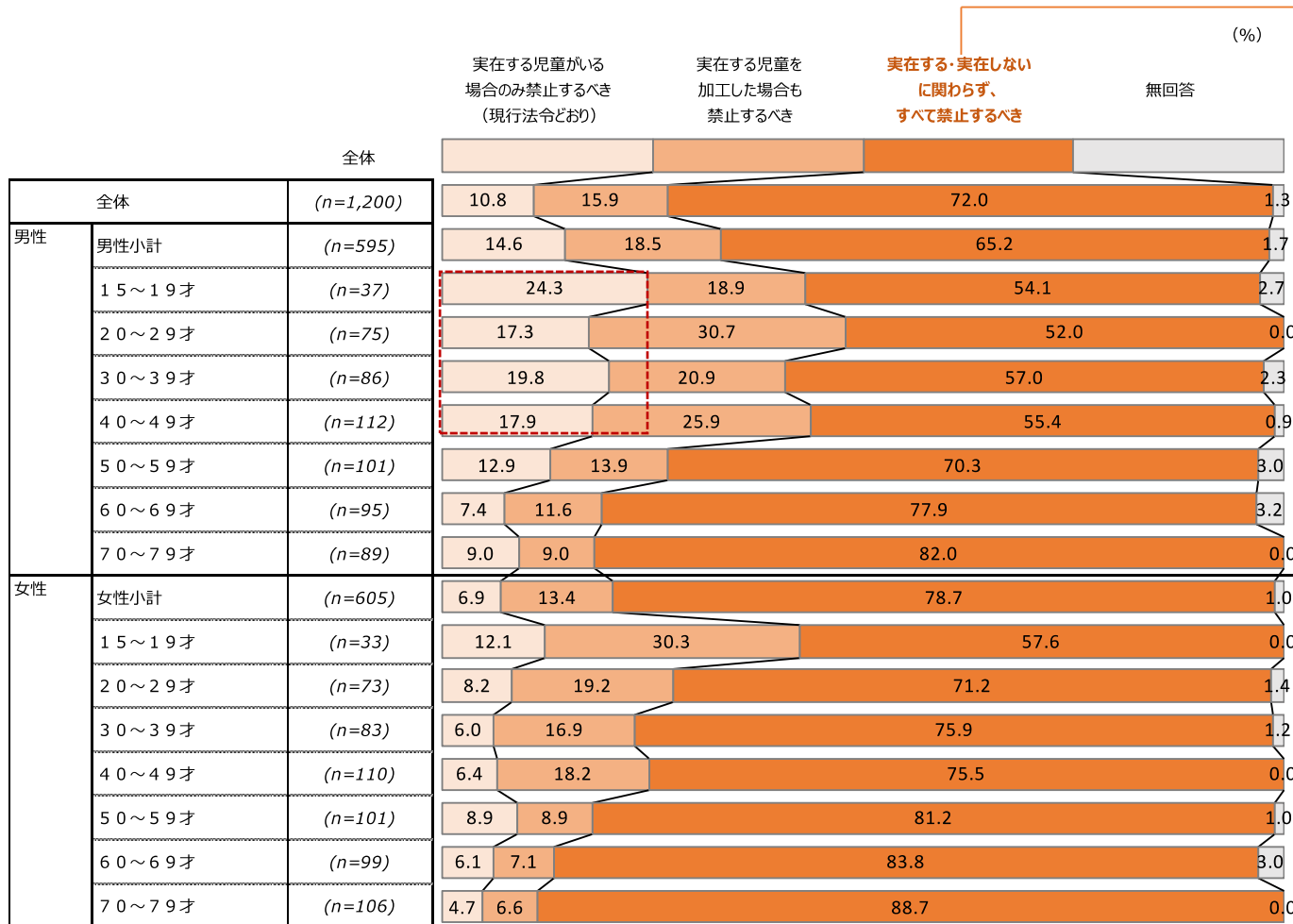
また、未成年の含まれる女性15～19才では、「子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき」が全体に比べて13.1ポイント、「学校が規制するルールをつくるべき」が9.1ポイント高く、自己防衛や学校のバックアップ意向が高い一方、他の項目は全体に比べて低い。「子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき」は親世代にあたる女性30～40代でも全体に比べて10ポイント以上高く、自分でも身を守る必要性を子供世代・親世代ともに感じている様子がみとれる。



# 問4 児童の性的表現の含まれるコンテンツ（画像、動画、音声等の素材）を法令で規制することについて、どのように思いますか(SA)

児童の性的表現が含まれるコンテンツの法令規制について説明を提示して規制についての意向を尋ねた。「実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止すべき」(72.0%)が最も高く、「実在する児童を加工した場合も禁止すべき」(15.9%)、「実在する児童がいる場合のみ禁止すべき(現行法令どおり)」(10.8%)の順となっている。

「実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止すべき」に注目すると、男性40代以下と女性15～19才では50%台と他の年代に比べて低い。一方、男女ともに40代以上では年代が上がるにつれて高くなり、男性では70～79歳、女性では60代以上で8割に達する。20～40代では男女差が特に大きく、20ポイント前後の差となっており、意識の違いがみられる。また、「実在する児童がいる場合のみ禁止すべき(現行法令どおり)」は男性15～19才で24.3%と高く、男性20～40代で2割弱ほどみられる。



	実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止するべきの男女差 (男性-女性)
男性-女性 (小計)	-13.5
15～19才	-3.5
20～29才	-19.2
30～39才	-18.9
40～49才	-20.1
50～59才	-10.9
60～69才	-5.9
70～79才	-6.7

(質問にあたっての説明内容)

日本では、以下のような児童の姿を描写(実写)した画像、動画などを「児童ポルノ」として、規制の対象としています。(児童=18歳未満の子ども)

- 児童による性交等の姿
- 児童の性器を触る姿等であって性欲を興奮・刺激させるもの
- 衣服を着けがぬい又は衣服の一部を着けがぬい児童の姿であって性欲を興奮・刺激させるもの

日本の児童ポルノ禁止法では、実在する児童を描写したものだけが規制の対象で、実在しない児童を描写したものは、漫画、アニメ、CGを含めて全て対象外となっています。他方、諸外国の多くでは、架空のものも含め、児童を性的に描写したものは全てCSAMとして禁止しています。

また、AIで生成された画像、動画は本物の人間のように見えるため、実在する児童の実写かどうかの判定が困難な状況になっています。このような状況から、AIで生成された画像、動画は法令での規制が難しくなっています。

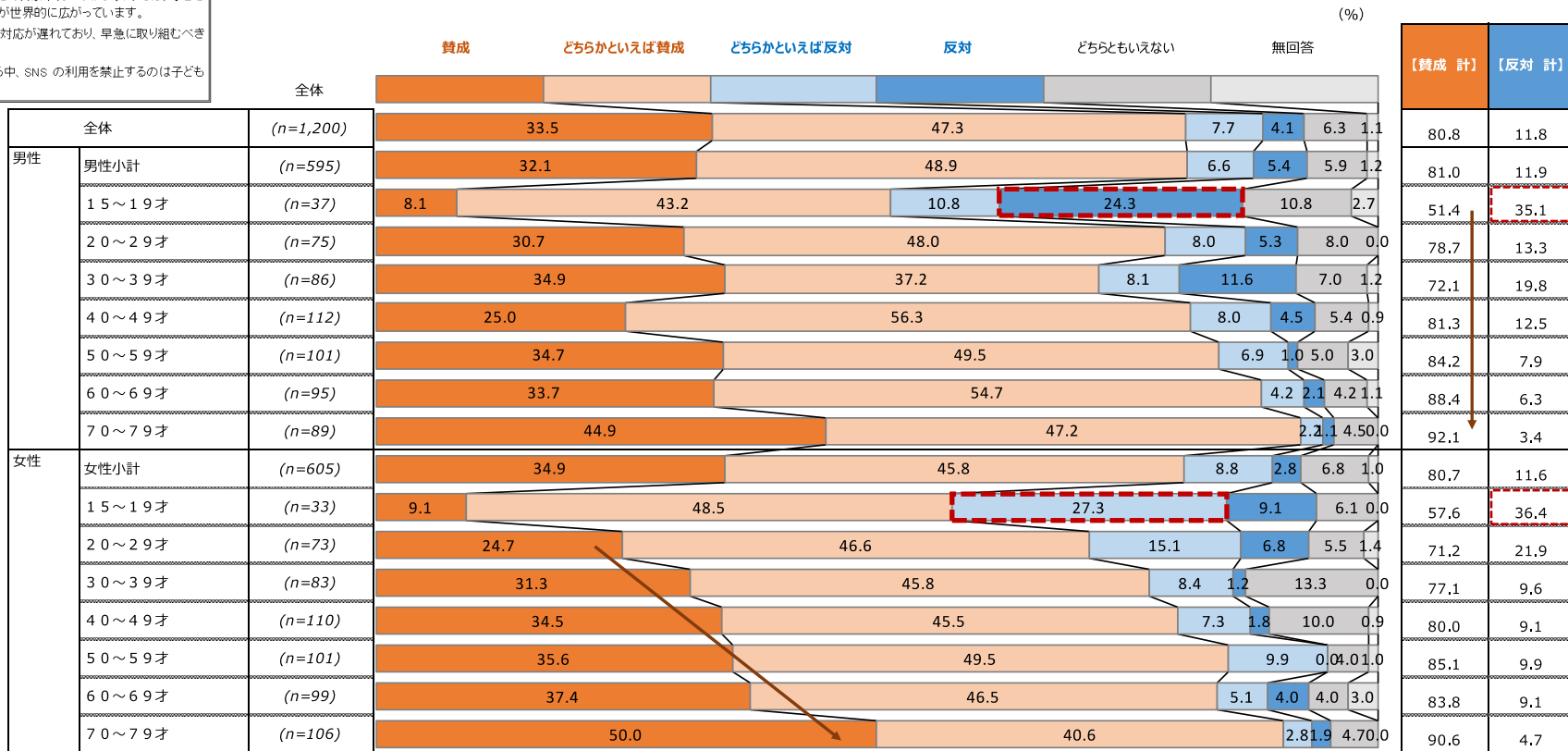
# 問5 子どもの性的表現による人権侵害を防止する観点から、海外のように、子ども（18歳未満）のSNS利用自体を禁止することについて(SA)

人権侵害防止の観点から未成年のSNS利用を禁止することへの賛否について尋ねたところ、「賛成」(33.5%)と「どちらかといえば賛成」(47.3%)を合わせた【賛成・計】は80.8%にのぼる。一方、【反対・計】は11.8%となっている。

男性15～19才では【賛成・計】51.4%にとどまり、「賛成」も8.1%と他の男性の年齢層に比べて低く、「反対」が24.3%と高い。女性15～19才も同様の傾向だが、「反対」よりも「どちらかといえば反対」(27.3%)の比率が高いのが男性の同年代と異なる点である。男性では【賛成・計】、女性では「賛成」の比率は年代が上がるにつれて高くなるが、男性40～49才と女性20～29才の「賛成」は25%程度にとどまる。

(質問にあたっての説明内容)

児童ポルノやそれに類する被害から子どもを守るため、海外(オーストラリア)では、子どものSNS利用自体を禁止する法律が成立し、その動きが世界的に広がっています。他国に比べて、日本では子どものCSAM問題への対応が遅れており、早急に取り組むべきという意見もあります。  
一方、スマホは子どもにとって必需品となっている中、SNSの利用を禁止するのは子どもの権利を害することになるとの議論もあります。



- ・SNSを利用すること、知ること子供の権利
- ・子どもが悪いわけではない・大人が悪い
- ・重要なコミュニケーションツール、なくてはならないものになっている
- ・楽しみ、逃げ場がなくなる
- ・リテラシー(安全な使い方、悪いSNSの違いなど)が必要
- ・必要な情報・役立つものもある
- ・不便になる
- ・禁止は根本的な解決にならない
- ・禁止しても抜け道ができる
- ・現実的に禁止は困難
- ・年齢を引き下げてはどうか(中学生以下、12才以下など) など

「どちらかといえば反対」  
「反対」「どちらともいえない」  
の回答理由など  
(個別回答からまとめたもの)

## テーマ:「生成 AI(人工知能)と子どもの人権侵害」についてお伺いします

生成 AI(人工知能)の発達により、子ども※1 を性的な表現対象としたコンテンツ(CSAM:シーサム)※2 を簡単に作成でき、それを SNS にアップロードして拡散できる状況となっています。

また、生成 AI を使って「実在する子ども」の画像等から、ニセの子どもの性的なコンテンツが簡単に作成できます。さらに、「実在しない架空の子ども」の性的なコンテンツも簡単に作成可能です。

加えて、表現対象の子どもが実在するかの判定は、生成 AI の発達によって難しくなっています。

※1 本テーマでの「子ども」は「18 歳未満(未成年者)」を指します。

※2 「コンテンツ」とは、「画像、動画、音声等」で表現されるものを指します。

「CSAM:シーサム」は Child Sexual Abuse Material の略称で、現在、法規制の対象になっていないものもあります。

### 【すべての方に】

問1 生成 AI によって、どのような「子どもの人権侵害」が発生する可能性がありますか。(〇はいくつでも)

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 子ども同士でのいじめ、いやがらせ | 4 子どものプライバシーの侵害  |
| 2 大人による児童虐待        | 5 その他(具体的に )     |
| 3 児童ポルノによる被害       | 6 子どもの人権侵害は発生しない |

### <ディープフェイクについてお伺いします>

以下では、身近な方やあなたのディープフェイク被害の経験をお伺いする質問があります。

「ディープフェイク」とは、生成 AI を使って人物を作成するもので、実在の人物の顔と、偽物の裸の体を合成して作成するなど性的なコンテンツが多くあります。これらも「CSAM」にあたります。

このような CSAM を作成するアプリやサービスも存在し、子どもにも被害が及んでいます。

また、いじめ・いやがらせに利用されることもあり、加害者が子どもの場合もあります。

### 【すべての方に】

問2 あなたの身近な 18 歳未満の子ども(家族・友人・知人など)で、「生成 AI による性的なコンテンツ(CSAM)」の被害にあった方はいますか。(〇は1つだけ)

\*18 歳未満の方は、ご自身の経験も含めてお答えください。

- |      |       |         |          |
|------|-------|---------|----------|
| 1 いる | 2 いない | 3 わからない | 4 答えたくない |
|------|-------|---------|----------|

問3 生成 AI による子どもの CSAM 問題への対応について、あなたのお考えにあてはまるものをお知らせください。(〇はいくつでも)

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1 政府が AI 戦略で規制するべき                   | ) |
| 2 政府が規制する法律をつくるべき                    |   |
| 3 学校が規制するルールをつくるべき                   |   |
| 4 企業がスマホなどのデバイスの子どもの利用に制限をかけるべき      |   |
| 5 SNS やアプリ事業者が子どものサービス利用に一定の制限をかけるべき |   |
| 6 AI 関連業界が技術的な規制をかけるべき               |   |
| 7 子ども自身が AI リテラシー※を高め自己防衛できる力をつけるべき  |   |
| 8 その他(具体的に )                         |   |
| 9 わからない                              |   |

※AI の仕組みや他への影響を理解して、適切に判断し、使いこなす能力

### <児童の姿の性的描写についてお伺いします>

日本では、以下のような児童の姿を描写(実写)した画像、動画などを「児童ポルノ」として、規制の対象としています。(児童=18 歳未満の子ども)

- 1 児童による性交等の姿
- 2 児童の性器を触る姿等であって性欲を興奮・刺激させるもの
- 3 衣服を着けないうちまたは衣服の一部を着けない児童の姿であって性欲を興奮・刺激させるもの

日本の児童ポルノ禁止法では、実在する児童を描写したものだけが規制の対象で、実在しない児童を描写したものは、漫画、アニメ、CG を含めて全て対象外となっています。他方、諸外国の多くでは、架空のものも含め、児童を性的に描写したものは全て CSAM として禁止しています。

また、AI で生成された画像、動画は本物の人間のように見えるため、実在する児童の実写かどうかの判定が困難な状況になっています。

このような状況から、AI で生成された画像、動画は法令での規制が難しくなっています。

### 【すべての方に】

問4 上記のような状況をふまえて、児童の性的表現の含まれるコンテンツ(画像、動画、音声等の素材)を法令で規制することについて、どのように思いますか。(〇は1つだけ)

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 実在する児童がいる場合のみ禁止するべき(現行法令どおり) |
| 2 実在する児童を加工した場合も禁止するべき         |
| 3 実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止するべき    |

### <子ども(18 歳未満)の SNS 利用についてお伺いします>

児童ポルノやそれに類する被害から子どもを守るため、海外(オーストラリア)では、子どもの SNS 利用自体を禁止する法律が成立し、その動きが世界的に広がっています。

他国に比べて、日本では子どもの CSAM 問題への対応が遅れており、早急に取り組むべきという意見もあります。

一方、スマホは子どもにとっても必需品となっている中、SNS の利用を禁止するのは子どもの権利を害することになるとの議論もあります。

### 【すべての方に】

問5 子どもの性的表現による人権侵害を防止する観点から、海外のように、子ども(18 歳未満)の SNS 利用自体を禁止することについて、賛成ですか、反対ですか。(〇は1つだけ)

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 賛成         | ) |
| 2 どちらかといえば賛成 |   |
| 3 どちらかといえば反対 |   |
| 4 反対         |   |
| 5 どちらともいえない  |   |

→(3・4・5)を選んだ理由: